

別添 2－2

オンライン又は光ディスク等による
請求に係る標準仕様（D P C用）

令和 8 年 6 月版

目 次

第 1	基本的事項	1
第 2	具体的事項	2
1	診断群分類番号の決定に係る事項	2
2	診療報酬明細書に関する一般的事項	3
3	厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」に係る事項	4
4	電子レセプトにおいて特に確認を要する事項	5
5	記載要領に関する事項	5
別表		
	特定入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算	6

第1 基本的事項

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様」（以下「標準仕様」という。）は、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関しても家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関しても家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」に基づき作成する診療報酬明細書（以下「電子レセプト」という。）の記録に当たって、保険医療機関が使用するソフトウェアに備えておくべき事項と内容を示すものである。

- 1 本仕様は、DPC対象病院を対象とし、DPCの電子レセプトの作成に関する次の事項を定めるものである。
 - (1) 診断群分類番号の決定に係る事項
 - (2) 診療報酬明細書の記載要領に関する一般的事項
 - (3) 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」に係る事項
 - (4) 電子レセプトにおいて特に確認を要する事項
 - (5) 診療報酬明細書の記載要領（以下「記載要領」という。）に関する事項
- 2 電子レセプトの記録条件は、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）」によること。
- 3 保険医療機関が使用するソフトウェアの内部処理コードは、オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード、修飾語コード、診療行為コード（医科）、医薬品コード、特定器材コード及びコメントコード（以下総称して「厚生労働省コード」という。）とすること。
なお、内部処理コードに厚生労働省コードを使用しない場合は、厚生労働省コードと1対1で直結する方を講ずること。
- 4 前1の(1)の診断群分類番号の決定は、前3の厚生労働省コードに加え、診断群分類ツリー図、定義テーブル、診断群分類点数表及び診断群分類電子点数表を活用し行うこと。
- 5 前1の(3)の事項は、厚生労働省コードを収載した傷病名マスター、修飾語マスター、診療行為マスター（医科）、医薬品マスター、特定器材マスター及びコメントマスターに設定された各種フラグ等及び厚生労働省コードを用いて構築された電子点数表を活用した確認が可能であり、その設定内容は「レセプト電算処理システム マスターファイル仕様説明書」及び「電子点数表の活用手引き」のとおりである。
- 6 前1の事項の確認結果が誤りである場合又は別途コメント等の記録を要する場合は、必要に応じて警報若しくは警告等を発すること。
- 7 前1の(4)の事項については、算定する内容等から確認を行うこと。

第2 具体的事項

標準仕様の具体的事項は、次のとおりであること。

1 診断群分類番号の決定に係る事項

次表の項目欄に掲げる事項については、自動決定するための元情報から自動決定に必要な厚生労働省コード等を利用し自動決定すること。

項 目	自動決定するための元情報	自動決定に必要な厚生労働省コード等
I C D 1 0（傷病情報）	傷病名	傷病名コード
診断群分類番号の先頭6桁 （MDC+各MDCにおける分類）	I C D 1 0（医療資源を最も投入した傷病）	定義テーブル（「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年3月19日付厚生労働省告示第95号 最終改定：令和8年3月18日付厚生労働省告示第98号）
医療機関別係数（包括評価部分）		調整係数（「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数及び暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数」（平成24年厚生労働省告示第165号 最終改定：令和8年3月18日付厚生労働省告示第99号） 各診療月毎の機能評価係数（「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第93号 最終改定：令和8年3月18日付厚生労働省告示第96号）

2 診療報酬明細書に関する一般的事項

次表の項目欄に掲げる事項については、確認事項欄に掲げる事項についての相関及び単独のチェックを行う。

なお、総括対象医科入院レセプトのみを対象とする項目については、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）」に準拠する。

項目	確認事項	備考
入力する文字	J I S X 0 2 0 1 - 1 9 7 6 及び J I S X 0 2 0 8 - 1 9 8 3 の規格以外の文字を使用していないこと。	
診療年月	暦年、暦月以外の年月を入力していないこと。	
資格	レセプト種別に応じた保険者番号、公費負担者番号等が入力されていること。	
	保険者番号、公費負担者番号及び公費受給者番号（医療観察法受給対象者を除く。）の C D が正しいこと。	
	医療保険又は国民健康保険の場合、資格確認書等の「記号」が入力されていること。	
	医療保険、国民健康保険又は後期高齢者医療の場合、資格確認書等の「番号」が入力されていること。	
	レセプト種別、患者の年齢、所得区分及び高額療養費の現物給付の有無等の条件に合致しない特記事項が入力されていないこと。	
	氏名、男女別及び生年月日が入力されていること。	
	生年月日に暦年、暦月、暦日以外の年月日を入力していないこと。	
	後期高齢者の場合、患者の年齢が 6 5 歳未満でないこと。	
	医療保険本人の場合、患者の年齢が 1 5 歳未満でないこと。	
	高齢受給者の場合、患者の年齢が 7 0 歳未満又は 7 5 歳以上でないこと。	
	未就学者の場合、患者の年齢が 7 歳以上又は 6 歳で診療年月が当該患者の 6 歳の誕生日（4 月 1 日生まれの場合はその前日の 3 月 3 1 日で判定）以後最初の 3 月 3 1 日以降でないこと。	
	診療年月及び資格に関する事項が、総括レセプトと総括対象レセプト間で一致していること。	
分類番号及び 診断群分類区分	年齢・月齢・出生時体重等の年齢・月齢条件と診療関連情報欄の入院時年齢の確認	
	年齢・月齢・出生時体重等の出生時体重と診療関連情報欄の出生時体重の照合確認	
	年齢・月齢・出生時体重等の JCS と診療関連情報欄の JCS の確認	
	年齢・月齢・出生時体重等の Burn Index の条件と診療関連情報欄の Burn Index の確認	
	年齢・月齢・出生時体重等の分娩時出血量と診療関連情報欄の分娩時出血量の照合確認	
	定義テーブルに定義された手術またはその他の手術がある場合、診療関連情報欄の手術の区分、名称及び実施（予定）日の確認	
	手術・処置等 1 が「あり」または「定義テーブルに定義された項目あり」の場合、診療関連情報欄の手術・処置等 1 の名称の確認	
	手術・処置等 2 が「あり」または「定義テーブルに定義された項目あり」の場合、診療関連情報欄の手術・処置等 2 の名称の確認	
	副傷病ありの場合、副傷病名欄の副傷病名の確認	
	重症度等と診療関連情報欄の重症度等の確認	
傷病名及び 傷病情報	包括評価対象外患者でないこと。	
	傷病名が入力されていること。	
	修飾語のみの入力でないこと。	
診療実日数	主傷病名及び入院の契機となった傷病名が入力されていること。	
	レセプト種別に応じた実日数が入力されていること。	
転帰	総括レセプト以外の場合、暦日を超える実日数を入力していないこと。	
	「7 外死亡」の場合、死因が入力されていること。	
今回入院年月日	入力されていること。	
	暦年、暦月及び暦日以外の年月日を入力していないこと。	
今回退院年月日	退院した場合、入力されていること。	
	暦年、暦月及び暦日以外の年月日を入力していないこと。	
入退院情報	予定・緊急入院区分が入力されていること。	令和 8 年 6 月診療分以降は記載を省略する。
包括評価部分	診断群分類区分に設定された入院期間別点数に一致した包括評価点数及び日数の記録もれ	
	退院するまでの各診療月分の包括評価部分の記録もれ	
算定日情報	診療行為コード、医薬品コード及び特定器材コードごとに入力されていること。	
	暦日以外の日を入力していないこと。	
	同一点数・回数となる他の診療行為コード、医薬品コード及び特定器材コードがある場合は、各々の算定日情報が一致していること。	

項目	確認事項	備考
	診療行為コード、医薬品コード及び特定器材コードごとに入力された算定日情報の合計値が、回数と一致していること。	

3 厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」に係る事項

診療報酬点数表に規定されている診療行為等については、次表の各種フラグ設定箇所等欄に示すマスター又は電子点数表の設定内容を活用して、確認事項欄の内容に合致した記録であるかの確認が可能である。

項目	確認事項	各種フラグ設定箇所等			備考
		マスター種別	設定箇所	確認対象	
診療年月による算定可否	当該診療年月において、適用期間外となる項目が記録されていないこと。	診療行為	廃止年月日	各マスターに設定されているコードの廃止年月日又は経過措置年月日等	設定されているコードの場合：診療年月が廃止年月日又は経過措置年月日等までの間であることを確認する。 設定されていないコードの場合：記録不可となる。
		医薬品	経過措置年月日又は商品名医薬品コード使用期限 廃止年月日		
		特定器材	経過措置年月日 廃止年月日		
		コメント	廃止年月日		
レセプトの種別等による算定可否	入院外の条件がある項目が算定されていないこと。	診療行為	入外適用区分	入外適用区分が「2」のコード	
	診療所の条件がある項目が算定されていないこと。	診療行為	病院・診療所区分	病院・診療所区分が「2」のコード	
	許可病床数等の条件がある項目が適正に算定されていること。	診療行為	病床数区分	病床数区分が「0」以外のコード	
	D P C レセプトの出来高部分で算定不可である診療行為が算定されていないこと。	診療行為	D P C 適用区分	D P C 適用区分が「0」のコード	D P C 適用区分が「9」のコードを算定する場合は、包括評価対象外患者となる。
傷病名による算定可否	傷病名の条件がある項目が適正に算定されていること	診療行為	傷病名関連区分	傷病名関連区分が「0」以外のコード	
年齢制限	患者の年齢が条件である項目が適正に算定されていること。	診療行為	上限年齢 下限年齢	上限年齢又は下限年齢が「00」以外のコード	
回数制限	算定回数に定めがある項目が適正に算定されていること。	電子点数表	算定回数テーブル	算定回数テーブルに設定されたコード (算定単位が各項目に応じた回数となる)	
通減対象	同月内に算定する場合に通減となる診療行為が適正に算定されていること。	診療行為	通減対象区分 包括通減区分	通減対象区分が「1」で包括通減区分が「0」以外の同一であるコード	
加算診療行為	休日のみ算定可能である加算が適正に算定されていること。	診療行為	時間加算区分	時間加算区分が「2」、「3」又は「9」のコード	記録された算定日が休日であることを確認する。
数量	数量により点数計算を行う項目に数量が記録されていること。	診療行為	きざみ値計算識別	きざみ値計算識別が「0」以外のコード	
		医薬品	金額種別	金額種別が「7」以外のコード	
		特定器材	金額種別	金額種別が「5」又は「9」以外のコード	
	数量の記録が不要である項目に数量が記録されていないこと。	診療行為	きざみ値計算識別	きざみ値計算識別が「0」のコード	
		医薬品	金額種別	金額種別が「7」のコード	
		特定器材	金額種別	金額種別が「5」又は「9」のコード	

項目	確認事項	各種フラグ設定箇所等			備考
		マスター種別	設定箇所	確認対象	
併算定	同日に併せて算定できない診療行為が算定されていないこと。	電子点数表	背反テーブル1の 診療行為コード① 加算コード① 診療行為コード② 加算コード②	背反テーブル1に設定されたコード	各テーブルの①に設定されたコードと②に設定されたコードが同日若しくはレセプト単位（総括レセプト内に複数の総括対象レセプトがある場合は、総括レセプト単位）に併せて算定されていないことを確認する。
	レセプト単位に併せて算定できない診療行為が算定されていないこと。	電子点数表	背反テーブル2の 診療行為コード① 加算コード① 診療行為コード② 加算コード②	背反テーブル2に設定されたコード	

4 電子レセプトにおいて特に確認を要する事項

前3の確認に加えて、DPCの電子レセプトにおいて特に確認を要する次の確認事項欄に掲げる事項についての相関及び単独のチェックを行う。

項目	確認事項	備考
診療実日数	0日でないこと。（記載要領において、「実日数として数えないこと。」と規定されている診療内容のみを算定する場合を除く。）	
	総括レセプトと明細レセプトの総和が一致していること。	
食事回数	総括レセプトと明細レセプトの総和が一致していること。	
乳幼児加算等	基本点数の算定に伴い、自動で加算されること。	
算定可否	DPCレセプトの出来高部分で算定不可である医薬品及び特定器材が算定されていないこと。（出来高算定可能な処置、手術等又は退院時処方時の算定であること。）	
	特定入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算が適正に算定されていること。	別表 参照

5 記載要領に関する事項

記載要領の規定により、出来高部分欄への記載を要する項目については、次のとおりとする。

なお、医科点数表により算定する項目については、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）」に準拠する。

項目	確認事項等	対象	備考
救命救急入院料の算定に係る入院年月日	適正に入力されていることの確認を行う。	救命救急入院料の算定に係る入院年月日と「今回入院年月日」の欄の入院年月日が異なる場合	令和2年4月診療分以降は記載を省略する。
出生時体重		新生児特定集中治療室管理料等を合計して22日以上算定した場合	

別表 特定入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算（D P C レセプト及び総括対象D P C レセプト）

		1	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
		急性期総合体制加算1	急性期総合体制加算2	急性期総合体制加算3	急性期総合体制加算4	急性期総合体制加算5	地域医療支援病院入院診療加算	基幹型臨床研修病院入院診療加算	協力型臨床研修病院入院診療加算	紹介受診重点医療機関入院診療加算	包括期充実体制加算	救急医療管理加算1	救急医療管理加算2	超急性期脳卒中加算	妊産婦緊急搬送入院加算	在宅患者緊急入院診療加算（在宅支診、在宅病、在宅療養後方支援病院）	在宅患者緊急入院診療加算（連携医療機関（1以外））	在宅患者緊急入院診療加算（1、2以外）	診療録管理体制加算1	診療録管理体制加算2	15対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	20対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	25対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	30対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	40対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	50対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	75対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	100対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算1）	15対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	20対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	25対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	30対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	40対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	50対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	75対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	100対1補助体制加算（医師事務作業補助体制加算2）	25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）	25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	50対1急性期看護補助体制加算	75対1急性期看護補助体制加算	看護職員夜間12対1配置加算1	看護職員夜間12対1配置加算2	看護職員夜間16対1配置加算1	看護職員夜間16対1配置加算2	電子の診療情報連携体制整備加算1	電子の診療情報連携体制整備加算2	乳幼児加算（病院）	乳幼児加算（病院）（特別入院基本料等）	乳幼児加算（診療所）	幼児加算（病院）	幼児加算（病院）（特別入院基本料等）	幼児加算（診療所）	特定感染症入院医療管理加算（治療室）	特定感染症入院医療管理加算（1以外）	特定感染症入院医療管理加算（疑似症）	特定感染症入院医療管理加算（1以外）（疑似症）
1	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定する場合）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
2	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定しない場合）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
3	特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
4	ハイケアユニット入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
5	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
6	小児特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
7	新生児特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
8	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
9	総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
10	総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
11	新生児治療回復室入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
12	一類感染症患者入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
13	小児入院医療管理料1	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
14	小児入院医療管理料2	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
15	小児入院医療管理料3	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
16	小児入院医療管理料4	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
17	小児入院医療管理料5	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					

別表 特定入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算（D P C レセプト及び総括対象D P C レセプト）

		57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111				
		難病患者等入院診療加算	二類感染症患者入院診療加算	特殊疾患入院施設管理加算	超重症児（者）入院診療加算（6歳未満）	超重症児（者）入院診療加算（6歳以上）	準超重症児（者）入院診療加算（6歳未満）	準超重症児（者）入院診療加算（6歳以上）	看護配置加算	看護補助加算1	看護補助加算2	看護補助加算3	看護・多職種協働加算1	看護・多職種協働加算2	1級地地域加算	2級地地域加算	3級地地域加算	4級地地域加算	5級地地域加算	離島加算	療養環境加算	H I V感染者療養環境特別加算（個室）	H I V感染者療養環境特別加算（2人部屋）	特定感染症患者療養環境特別加算（個室）	特定感染症患者療養環境特別加算（陰圧室）	特定感染症患者療養環境特別加算（個室）（疑似症）	特定感染症患者療養環境特別加算（陰圧室）（疑似症）	特定薬剤治療環境特別加算	重症者等療養環境特別加算（個室）	重症者等療養環境特別加算（2人部屋）	小児療養環境特別加算	産科管理加算（病院の場合）	産科管理加算（有床診療所の場合）	療養病棟療養環境加算1	療養病棟療養環境加算2	療養病棟療養環境改善加算1	療養病棟療養環境改善加算2	診療所療養病床療養環境加算	診療所療養病床療養環境改善加算	無菌治療室管理加算1	無菌治療室管理加算2	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療）	放射線治療病室管理加算（密封小線源による治療）	重症皮膚潰瘍管理加算	緩和ケア診療加算	有床診療所緩和ケア診療加算	小児緩和ケア診療加算	精神科措置入院診療加算	精神科応急入院施設管理加算	精神科隔離室管理加算	精神科棟入院時医学管理加算	精神科地域移行実施加算	精神科身体合併症管理加算（7日以内）	精神科身体合併症管理加算（8日以上15日以内）	精神科リエゾンチーム加算（認知症又はせん妄の場合）	精神科リエゾンチーム加算（それ以外の場合）				
1	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定する場合）	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							
2	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定しない場合）	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3	特定集中治療室管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
4	ハイケアユニット入院医療管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
6	小児特定集中治療室管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
7	新生児特定集中治療室管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
8	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
9	総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
10	総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
11	新生児治療回復室入院医療管理料	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
12	一類感染症患者入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
13	小児入院医療管理料1	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
14	小児入院医療管理料2	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
15	小児入院医療管理料3	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
16	小児入院医療管理料4	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
17	小児入院医療管理料5	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

別表 特定入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算（DPCレセプト及び総括対象DPCレセプト）

		112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166
		精神科慢性身体合併症管理加算	強度行動障害入院医療管理加算	依存症入院医療管理加算（３０日以内）	依存症入院医療管理加算（３１日以上６０日以内）	摂食障害入院医療管理加算（３０日以内）	摂食障害入院医療管理加算（３１日以上６０日以内）	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携拠点病院）	がん診療連携拠点病院加算（地域がん診療病院）	小児がん拠点病院加算	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算１	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算２	栄養サポートチーム加算	口腔管理連携加算	医療安全対策加算１	医療安全対策加算２	感染対策向上加算１	感染対策向上加算２	感染対策向上加算３	患者サポート体制充実加算	重症患者初期支援充実加算	報告書管理体制加算	身体的拘束最小化推進体制加算	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	ハイリスク妊娠管理加算	ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算）	ハイリスク分娩等管理加算（地域連携分娩管理加算）	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	呼吸ケアチーム加算	術後疼痛管理チーム加算	地域支援・医薬品供給対応体制加算１	地域支援・医薬品供給対応体制加算２	地域支援・医薬品供給対応体制加算３	パイオ後続品使用体制加算	病棟薬剤業務実施加算１	病棟薬剤業務実施加算２	病棟薬剤業務実施加算３	データ提出加算１（許可病床数２００床以上）	データ提出加算１（許可病床数２００床未満）	データ提出加算２（許可病床数２００床以上）	データ提出加算２（許可病床数２００床未満）	データ提出加算３（許可病床数２００床以上）	データ提出加算３（許可病床数２００床未満）	データ提出加算４（許可病床数２００床以上）	データ提出加算４（許可病床数２００床未満）	入退院支援加算１（一般病棟入院基本料等）	入退院支援加算１（地域包括医療病棟・回リハ・地域包括ケア病棟）	入退院支援加算２（一般病棟入院基本料等）	入退院支援加算２（療養病棟入院基本料等）	入退院支援加算３	精神科入退院支援加算	医療的ケア児（者）入院前支援加算	医療的ケア児（者）入院前支援加算（情報通信機器を用いた場合）	認知症ケア加算１（１４日以内の期間）	
1	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定する場合）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
2	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定しない場合）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
3	特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
4	ハイケアユニット入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
5	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
6	小児特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
7	新生児特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
8	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
9	総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
10	総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
11	新生児治療回復室入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
12	一類感染症患者入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×				
13	小児入院医療管理料 1	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×					
14	小児入院医療管理料 2	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×					
15	小児入院医療管理料 3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×					
16	小児入院医療管理料 4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×					
17	小児入院医療管理料 5	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×					

		167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188
		認知症ケア加算1（15日以上の期間）	認知症ケア加算2（14日以内の期間）	認知症ケア加算2（15日以上の期間）	認知症ケア加算3（14日以内）	認知症ケア加算3（15日以上）	せん妄ハイリスク患者ケア加算	精神疾患診療体制加算1	精神疾患診療体制加算2	精神科急性性期医師配置加算1	精神科急性性期医師配置加算2（精神科急性性期治療病棟入院料）	精神科急性性期医師配置加算3	薬剤総合評価調整加算	排尿自立支援加算	地域医療体制確保加算1	地域医療体制確保加算2	協力対象施設入所者入院加算（往診が行われた場合）	協力対象施設入所者入院加算（1以外の場合）	医療提供機能連携確保加算	精神科地域密着多機能体制加算1	精神科地域密着多機能体制加算2	精神科地域密着多機能体制加算3	
1	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定する場合）	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
2	救命救急入院料（注1に規定する精神疾患診断治療初回加算を算定しない場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
3	特定集中治療室管理料	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
4	ハイケアユニット入院医療管理料	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
5	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
6	小児特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
7	新生児特定集中治療室管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
8	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
9	総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
10	総合周産期特定集中治療室管理料（新生児）	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
11	新生児治療回復室入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
12	一類感染症患者入院医療管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
13	小児入院医療管理料1	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
14	小児入院医療管理料2	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
15	小児入院医療管理料3	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
16	小児入院医療管理料4	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
17	小児入院医療管理料5	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	